

松本市不妊治療助成事業（このとり支援事業）申請書類チェックリスト

全員が準備していただく書類		注意事項	チェック欄
1	松本市このとり支援事業医療費助成金交付申請書（実績報告書）	○＜本人記入＞の欄に必ずご夫婦双方の自筆の記入をお願いします。 ○必要事項の記載をお願いします。	
2	松本市このとり支援事業受診等証明書（医療機関記載用）	○医療機関に証明依頼をしてください。 ○文書料がかかる可能性があります。文書料は助成対象外（実費）となります。	
3	マイナポータル「資格情報画面」の写し、又は「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」	○マイナ保険証をお持ちでない方 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提出をお願いします。発行方法は、ご加入の健康保険組合にご確認ください。 ○マイナ保険証をお持ちの方 窓口申請時に、マイナポータルから「資格情報画面」を確認しますので、マイナンバーカードをお持ちください。	
4	医療費領収書原本	○ご提出していただいた領収書はお返しすることができません。 お手元に領収書を残したい場合には、原本とコピーを両方お持ちください。 原本に申請済の印鑑を押してご返却して、コピーをこちらでいただきます。 ○領収書を紛失した場合には、紛失した領収書分を審査から差し引くか、医療機関等で再発行していただきます。（再発行は難しい可能性があります。）	
5	助成金の振込口座番号の分かるもの（通帳・キャッシュカード等）	○請求書を記載していただく際に必要となります。	
該当する方のみ必要な書類		注意事項	チェック欄
6	【院外薬局で薬の処方を受けた方】 松本市このとり支援事業受診等証明書（院外薬局記載用）	○薬局に証明依頼をしてください。 ○文書料がかかる可能性があります。文書料は助成対象外（実費）となります。	
7	【保険適用回数終了後の体外受精・顕微授精に係る助成申請する方】 診療明細書	○原本又はコピーどちらを提出していただいても大丈夫です。 ○診療明細書を紛失した場合には、再発行していただきます。（再発行は難しい可能性があるため、その際は窓口申請時にその旨をお伝えください。）	
8	【事実婚の方】 事実婚関係に関する申立書	○夫及び妻の氏名、住所はそれぞれ必ず自署で記入をお願いします。 ○必要事項の記載をお願いします。	
9	【事実婚、又はご夫婦の住民登録が別々の方】 戸籍謄本	○事実婚の方は、ご夫婦双方の戸籍謄本が必要となります。 ○ご夫婦の住民登録が別々の方は、婚姻関係を確認するために必要となります。	
10	【給付の支給がある方】 高額療養費及び付加給付金等の支給通知	○事前に高額療養費及び付加給付金等が支給されているかをご加入の健康保険組合にご確認ください。 ○支給されている場合は、該当月の支給通知書の提出をお願いします。 ○支給されていない場合は、特に提出の必要はありません。 ○長野県妊活検診（不妊検査）費用助成事業の申請をされた方は、助成金額の分かる決定通知書の提出が必要になります。	
11	【医療費の給付がある方】 福祉医療費受給者証（障害者支援医療）等の写し	○福祉医療費受給者証（障害者支援医療）等をお持ちの方は、医療費の給付が分かる支給通知書の提出をお願いします。	